

## 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ ～支援策パンフレットが更新されました～

中小企業庁 令和3年6月8日

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf?0608>

中小企業庁は、新型コロナ対策資本金劣後ローンについて、7月1日より上限額を引き上げます。それに伴い支援策パンフレットを更新しましたのでお知らせします。

なお、詳細につきましては、上記アドレスにアクセスしてご覧ください。

○中小企業向け資本金供給・資本増強支援事業（7月1日から変更点）

資本金劣後ローン（中小企業向け）の上限額を、7.2億円から10億円に引き上げ

### ●新型コロナ対策資本金劣後ローン

#### 【主な貸付条件】

貸付対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、以下のいずれかに該当する事業者

- ① J-Startupに選定又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者
- ② 再生支援協議会の関与のもとで事業再生を行う事業者又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者
- ③ 事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援（※1）を受ける事業者（※2）
  - ※1 原則として融資後概ね1年以内に民間金融機関等から融資等による資金調達が見込まれること
  - ※2 民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等においては、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定していれば対象

貸付限度：中小事業・商工中金10億円（別枠）、国民事業7,200万円（別枠）

貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）※5年を超えれば期限前弁済可能

貸付利率：当初3年間一律、4年目以降は直近決算の業績に応じて変動

	当初3年間及び 4年目以降赤字の場合	4年目以降黒字の場合	
		5年1ヶ月・10年	20年
中小事業・商工中金	0.50%	2.60%	2.95%
国民事業	0.95%	3.30%	4.70%